

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第20号 宇治市まちづくり審議会規則の一部を改正する規則
 (都市計画課) ... 2
- 規則第25号 社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (保育支援課) ... 2
- 規則第30号 宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則
 (消防総務課) ... 2

告 示

- 告示第41号 宇治市特別保育事業費補助金交付要綱を廃止する要綱
 (保育支援課) ... 2
- 告示第42号 宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱を廃止する要綱..... (保育支援課) ... 2
- 告示第64号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) ... 2
- 告示第65号 平成29年5月宇治市議会臨時会の招集
 (行政経営課) ... 3
- 告示第67号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) ... 3
- 告示第68号 市道路線の認定..... (建設総務課) ... 3
- 告示第69号 市道路線の区域の決定..... (建設総務課) ... 3
- 告示第70号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) ... 3
- 告示第71号 市道路線の廃止..... (建設総務課) ... 3

公 営 企 業

- 規程第5号 宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程
 4
- 告示第7号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水道の処理の開始
 4

正 誤

- 2017年（平成29年）5月12日付け宇治市公報第2149号
 4

規 則

宇治市まちづくり審議会規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第20号

宇治市まちづくり審議会規則の一部を改正する規則
宇治市まちづくり審議会規則(平成20年宇治市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例(平成20年宇治市条例第10号)」を「、宇治市まちづくり審議会設置条例(平成29年宇治市条例第16号)」に、「第7条第7項」を「第10条」に改め、「組織及び」を削る。

第2条から第6条までを削り、第7条第1項ただし書中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条を第2条とし、第8条中第1項を削り、同条第2項中「部会」を「条例第8条の規定により設置する部会」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同条を第3条とする。

第9条を削り、第10条中「ほか、審議会」を「ほか審議会」に改め、同条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第25号

社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則(昭和47年宇治市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、宇治市保育所等運営補助金交付要綱」を「及び宇治市保育所等運営補助金交付要綱」に改め、「及び宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱(平成14年宇治市告示第104号)」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年5月26日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第30号

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年宇治市規則第59号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「104,950円を」を「105,130円を」に、「、104,950円」を「、105,130円」に、「57,

030円)を「57,110円」に、「52,480円を」を「52,570円を」に、「、52,480円」を「、52,570円」に、「28,520円」を「28,560円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

宇治市告示第41号

宇治市特別保育事業費補助金交付要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市特別保育事業費補助金交付要綱を廃止する要綱

宇治市特別保育事業費補助金交付要綱(平成29年宇治市告示第29号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に補助金の交付を受けた者に係る廃止前の宇治市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第42号

宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱を廃止する要綱

宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱(平成14年宇治市告示第104号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に補助金の交付を受けた者に係る廃止前の宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第64号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年5月12日から14日間

平成29年5月12日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
木幡334号線	木幡大瀬戸3番地の1 木幡大瀬戸3番地の1	前	16.6 ~17.4	12.2	
		後	6.2 ~10.7	12.2	

(揭示済)

宇治市告示第65号

平成29年5月宇治市議会臨時会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成29年5月宇治市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成29年5月15日

宇治市長 山本 正

- 1 期 日 平成29年5月22日
- 2 場 所 宇治市議場
- 3 付議事件 常任委員の選任について
議会運営委員の選任について
専決処分の承認を求めるについて
固定資産評価員の選任同意を求めるについて

(揭示済)

宇治市告示第67号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年5月26日から14日間

平成29年5月26日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
神明58号線	神明宮東22番地の11 神明宮東22番地の1	前	6.0 ~7.8	2.3	終点の地番「神明宮東22番地の1」を「神明宮東22番地の1」に改正。
		後	6.0	2.3	

宇治市告示第68号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年5月26日から14日間

平成29年5月26日

宇治市長 山本 正

路線名	起 終	点 点	重要な経過地

小倉町219号線	小倉町西畑52番地の8 小倉町西畑51番地の11	
広野町297号線	広野町尖山4番地の1248 広野町尖山4番地の1254	
宇治392号線	宇治下居80番地の1 宇治下居118番地の4	
神明105号線	神明宮東22番地の11 神明宮東80番地の4	

宇治市告示第69号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年5月26日から14日間

平成29年5月26日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
小倉町219号線	小倉町西畑52番地の8 小倉町西畑51番地の11	6.0 ~12.5	44.7	
広野町297号線	広野町尖山4番地の1248 広野町尖山4番地の1254	6.0	64.1	
宇治392号線	宇治下居80番地の1 宇治下居118番地の4	4.1 ~6.0	117.8	
神明105号線	神明宮東22番地の11 神明宮東80番地の4	6.0 ~8.0	79.2	

宇治市告示第70号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年5月26日から14日間

平成29年5月26日

宇治市長 山本 正

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
小倉町219号線	小倉町西畑52番地の8 小倉町西畑51番地の11	平成29年5月26日
広野町297号線	広野町尖山4番地の1248 広野町尖山4番地の1254	平成29年5月26日
宇治392号線	宇治下居80番地の1 宇治下居118番地の4	平成29年5月26日
神明105号線	神明宮東22番地の11 神明宮東80番地の4	平成29年5月26日

宇治市告示第71号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年5月26日から14日間
平成29年5月26日

宇治市長 山本 正

路線名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
寺山線	広野町寺山17番地の19 広野町寺山122番地		全部廃止
広野町3 1号線	広野町東裏129番地の1先 広野町東裏132番地		一部廃止
広野町2 37号線	広野町寺山119番地の2先 広野町寺山2番地		全部廃止
五ヶ庄7 1号線	五ヶ庄西浦22番地の10 五ヶ庄西浦22番地の9		一部廃止
槇島町7 1号線	槇島町石橋64番地 槇島町石橋65番地の1		一部廃止

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第5号

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成29年5月12日

宇治市長 山本 正

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

宇治市水道事業給水条例施行規程（昭和54年宇治市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項を次のように改める。

第16条 条例第3条第3号の規定により低所得者用として認定する基準は、次の各号のいずれかに掲げる世帯で、管理者が認めるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯
- (2) 別表に掲げる世帯人員（低所得者用の認定を受けようとする者及び当該者と同一の世帯に属する者の数をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表に定める合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）以下の世帯

別表中

「 を

488,	990,	1,674	1,887
000円	000円	,000円	,000円

」

「 に、

457,	953,	1,628	1,844
000円	000円	,000円	,000円

」

「1,887,000円に」を「1,844,000円に」に、「229,000円」を「221,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市上下水道事業告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水道の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

平成29年5月26日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成29年5月26日	木幡金草原の一部・北畠の一部・北山畑の一部・東中の一部・南端の一部、五ヶ庄折坂の一部	分流式	宇治市木幡北島地内 東宇治浄化センター
平成29年5月26日	宇治池森の一部・大谷の一部・折居の一部・米阪の一部・下居の一部・天神の一部、槇島町十一の一部・十八の一部・南落合の一部・目川の一部、伊勢田町中ノ田の一部、広野町茶屋裏の一部・八軒屋谷の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

正 誤

2017年（平成29年）5月12日付け宇治市公報第2149号中

ページ	欄	行	誤	正
1	左	9行目	（善法青少年センター）…6	（善法青少年センター）…8